

沼津市道路占用工事・承認工事に伴う路面復旧基準

沼津市建設部道路管理課

1 目的

この基準は、道路占用工事及び道路承認工事(以下「本工事」という。)に伴い、道路の機能を掘削前の路面状態と同等以上に復旧することを目的として定めるものである。

2 適用する仕様書等

この基準は、静岡県土木工事共通仕様書、静岡県土木工事施工管理基準、静岡県建設工事検査要領、静岡県道路占用工事に伴う路面復旧基準を準用するものとし、これらによらない事項については本基準によるほか、道路管理者と協議の上、定めるものとする。

3 補修期間

本工事が完了した日から2年を経過するまでの間(以下「補修期間」という。)に、本工事により掘削した部分(影響部分を含む。)の道路に沈下、亀裂等の損傷が生じた場合は、申請者は直ちに道路の機能を工事完了時の路面状態と同等以上に復旧しなければならない。また、補修期間以降に道路に沈下、亀裂等の損傷が生じた場合においては、占用物件もしくは本工事により掘削した部分(影響部分は含まない。)が明らかに当該損傷の原因と認められる場合においては、占用物件が存続する限り、道路管理者はその補修を命ずることができる。

4 掘返し規制期間

道路管理者等が施工した全幅員もしくは半幅員の舗装工事が完了した日から3年を経過するまでの間は、原則として道路の掘返しは認めない。ただし、道路管理者が必要と認めた場合はこの限りではないが、申請者は復旧範囲を広げ、かつ自治会長の承諾を得る等の必要な対策を道路管理者の指示に従い実施しなければならない。

5 掘削

舗装の切断は原則としてカッターにより施工し、掘削の最小幅は50cmとすること。また、掘削深1.5m以上の場合、掘削土が軟弱地盤及び砂質地盤の場合は、土留め工等を施工し、崩壊を防止する策を講ずること。

アスファルト廃材の搬出先情報については、静岡県アスファルト合材協会のホームページの『舗装発生材保管状況』を参照すること。コンクリート廃材の搬出先情報については、公益社団法人静岡県産業廃棄物協会のホームページの『業者検索』を参照すること。

6 埋戻し

(1) 掘削後の埋戻しはタンパー、振動コンパクター、振動ローラー、タイヤローラー、水締め等により締め固め後の1層仕上がり厚20cm以下（路体部については30cm以下）を標準とし、所定の締め固め度を得ること。（図-1 埋戻し施工図のとおり）

(2) 埋戻し材料は、表-1に示すとおりとする。

図-1 埋戻し施工図

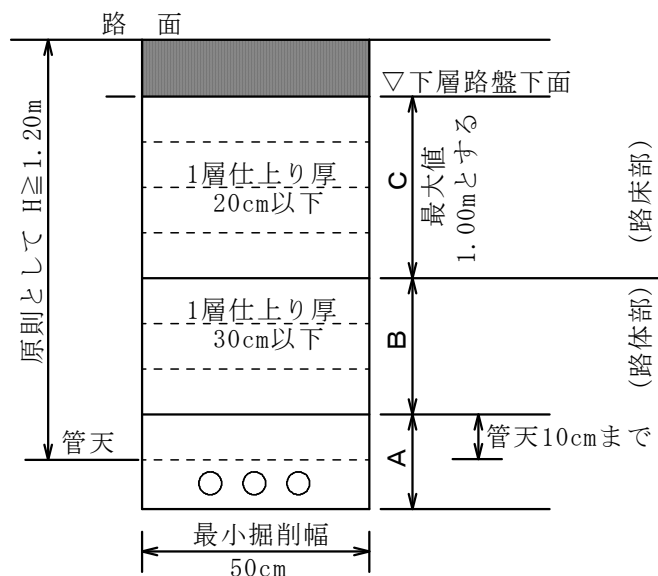


表-1 埋戻し材料

埋戻し層(図-1)参照	記号	材 料 規 定
下層路盤下面より 1.00m まで (路床部)	C	盛土材料取扱基準の路床材規定によるもの及び(再生)クラッシャーラン、中央混合方式による石灰安定処理材、建設廃材等の再生材料とし、道路管理者の承認を得たもの。
下層路盤下面 1.00m から 管天 10cm まで (路体部)	B	盛土材料取扱基準の路床材規定によるもの及び(再生)クラッシャーラン、中央混合方式による石灰安定処理材、建設廃材等の再生材料とし、道路管理者の承認を得たもの。
管天 10cm まで	A	0.075mm ふるい通過量 10%以下の不洗の山砂、海砂、砂、再生砂 ^{注1)} 、スクリーニング、ダスト、スコリア、風化した岩石屑(ただし 10%を超えるものについては別途協議すること)。

注1) 再生砂として再生コンクリート砂(コンクリート塊から製造した砂)を使用する場合は六価クロムについて平成3年8月23日付け環境庁告示第46号に規定される測定方式に基づき、あらかじめ土壤の汚染にかかる環境基準に適合していることを確認すること。

※Aについては、埋設管の材質によって、ここに規定する限りでないため、道路管理者と事前に協議すること。

7 仮復旧

表層工は、厚さ 4cm 以上の加熱アスファルト混合物（密粒度アスコン又は再生密粒度アスコン）で舗装し、表層工、路盤工の施工は、下層路盤材が再生下層路盤材又はクラッシャーランの場合は表-2を標準とする。路面標示類は交通安全確保のため、常温式ペイント等で必ず原形復旧とする。ただし、路面標示テープを使用する場合は、適切に管理すること。

仮復旧から本復旧までの自然転圧期間は一ヵ月以上取ることを標準とし、常に良好な路面状態を保つように努める。その後速やかに本復旧を実施すること。

なお、やむを得ず仮復旧の期間が一ヵ月以上取れない場合については、1ランク上位の交通区分の舗装構造にて本復旧を実施すること。（表-3参照）

表-2 道路仮復旧標準図（再生）クラッシャーラン使用の場合

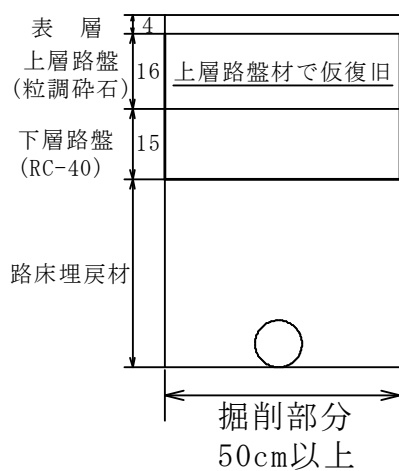
種別	N ₁ ~N ₃ (L) 交通	N ₄ (A) 交通	N ₅ (B) 交通	N ₆ (C) 交通	N ₇ (D) 交通
仮復旧構造図					
	50cm以上	50cm以上	50cm以上	50cm以上	50cm以上
	路盤工 2層仕上げ	路盤工 2層仕上げ	路盤工 3層仕上げ	路盤工 3層仕上げ	路盤工 4層仕上げ

※路盤部分を掘削幅で本復旧仕様にて施工し、路盤以下は本復旧時に改めて掘削しない工法（以下『路盤先行工法』（図-2参照）という。）の採用も可能とする。ただし、採用にあたっては、道路管理者と条件等について申請前に協議することとする。

表-3 仮復旧期間による舗装復旧標準構造適用種別

	仮復旧期間	
	一ヵ月以上	一ヵ月未満
本復旧に おける 適用種別	N ₁ ~N ₃ (L)交通	N ₄ (A)交通
	N ₄ (A)交通	N ₅ (B)交通
	N ₅ (B)交通	N ₆ (C)交通
	N ₆ (C)交通	N ₇ (D)交通
	N ₇ (D)交通	N ₇ (D)交通

仮復旧断面図



本復旧断面図

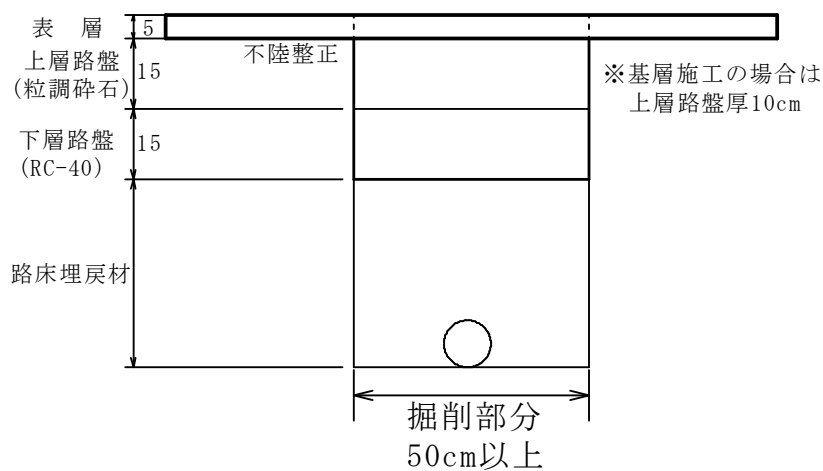


図-2 路盤先行工法による復旧断面図

8 本復旧

(1) 舗装構成

本復旧の舗装構成は原則として、埋戻しにおける締め固め機械の機種に応じ、別紙「道路占用工事・承認工事舗装復旧標準構造図」によること。なお、上層路盤は粒調砕石（M-30）とするが、従来のもので瀝青安定処理材を使用している場合はこれに準ずる。また、既設舗装と異なる場合は本復旧前に道路管理者と協議し決定すること。

舗装切断は、傾斜式道路カッターによる斜め切断もしくは垂直切断とする。なお、垂直切断後は切断面にクラック防止テープを貼り付けることとする。傾斜式道路カッターによる斜め切断については、図-3を参照のこと。

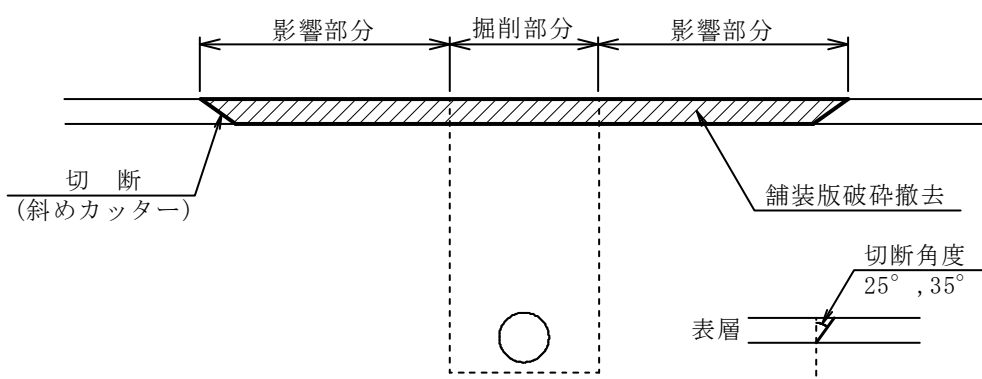


図-3 舗装復旧範囲の舗装切断

傾斜式道路カッターによる斜め切断とは、斜式カッターにより路面を斜めにカットし、その切断面をバーナー加熱した後、舗装する工法である。既設舗装のすり付け部分を斜めにするにより密着度を高め、合材をくさび状に舗装するため段差を防止することができる。

切削角度：密粒 As(13)、細粒 As(13)・・・35度
密粒 As(20)・・・25度

また、クラック防止テープの施工標準図については、図-4を参照のこと。

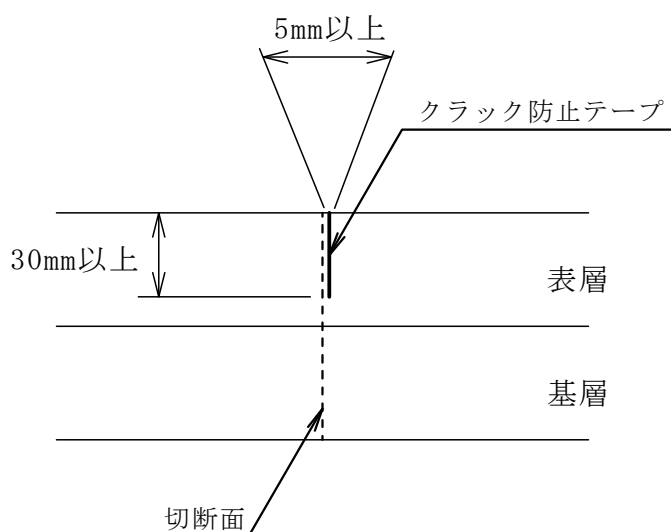


図-4 クラック防止テープの施工標準図

【クラック防止テープ規格】

幅 30mm 以上 厚さ 5mm 以上

セロシール SS テープⅡ型

ニチレキ株式会社

RC 目地シール

東亜道路工業株式会社

上記同等品以上のものを使用すること。

(2) 路面標示類

路面標示類は、交通規制と交通安全のため、熔融式ペイントで原形復旧すること。

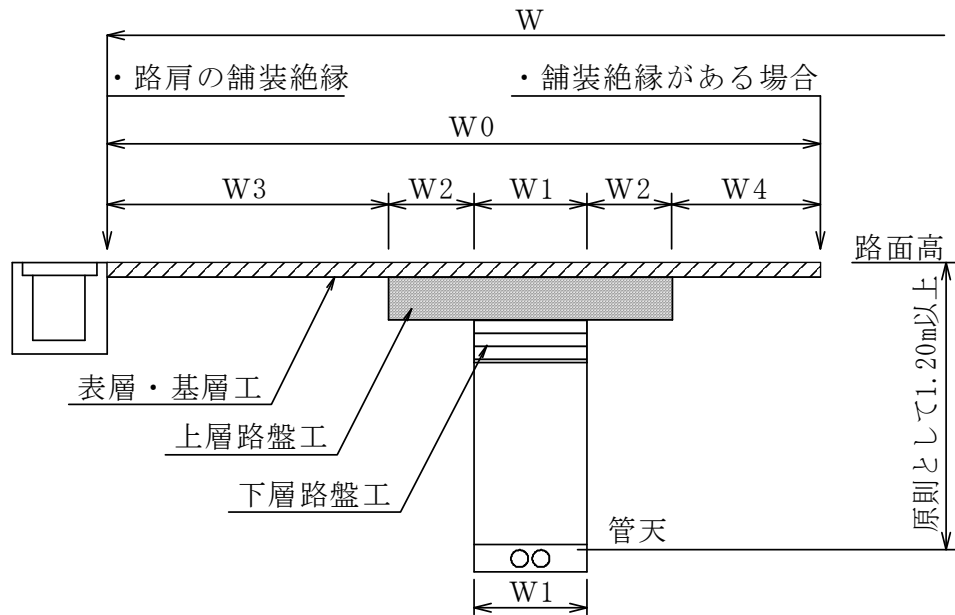
(3) 復旧面積

舗装復旧面積は、道路法施行規則第4条の4の7に基づき、各層の復旧幅に延長を乗じて求めた積とする。復旧幅及び延長は下記(4)路面復旧幅を標準とする。ただし、路面状態、既存絶縁部の位置、通行量、車線数等の条件により道路管理上支障がある場合は復旧面積を指示することがあるため、申請前に道路管理者と協議すること。

(4) 路面復旧幅

① アスファルト舗装（車道部）

<縦断占用する場合の路面復旧幅>



W：全幅員

W0：復旧幅

W1：掘削幅(最小幅 50cm)

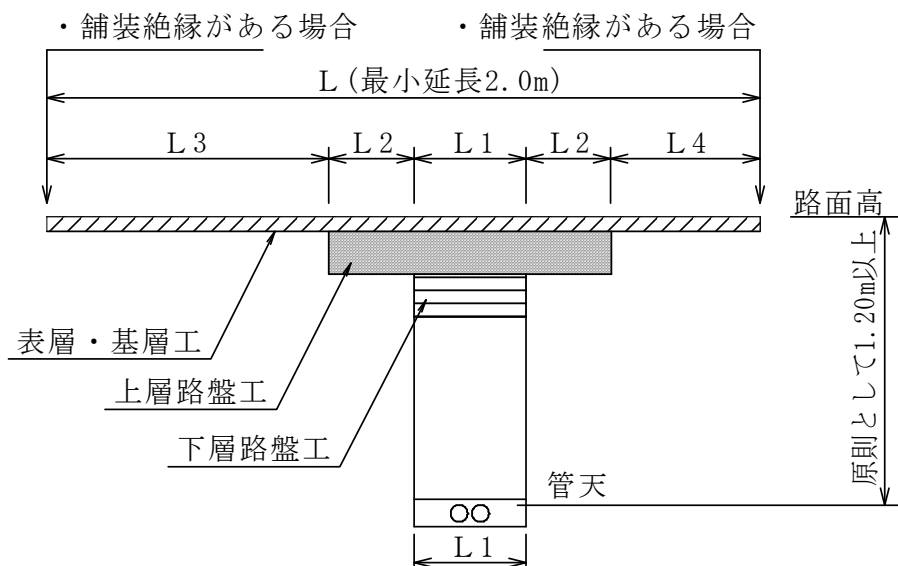
W2：上層路盤復旧幅（道路占用工事・承認工事舗装復旧標準構造図の上層路盤、下層路盤の合計厚）

W3、W4：表層・基層復旧幅（最小幅 25cm）（道路法施行規則第 4 条の 4 の 7 により、残幅 1.2m 未満の場合計上）

- ・ 下層路盤復旧幅 = W1 (最小幅 50cm)
- ・ 上層路盤復旧幅 = $W1 + 2 \times W2$ (ただし、路盤先行工法を採用する場合は不要。)
- ・ 表層・基層復旧幅 (W0) (センターラインのある場合) = W もしくは $1/2W$
- ・ 表層・基層復旧幅 (W0) (センターラインのない場合) = $W1 + 2 \times W2 + W3 + W4$
(道路法施行規則第 4 条の 4 の 7 に基づき、表層・基層復旧延長から既存絶縁部までの延長が 1.2m 未満の場合は、舗装絶縁部まで復旧する。)
- ・ 表層・基層復旧幅 (W0) (路盤先行工法を採用する場合) = $W1 + 2 \times W2$

※センターラインのある場合、半幅員を復旧する際は、センターラインも含めて復旧する。

<横断占用する場合の路面復旧幅>



L : 復旧延長(車道幅員 $W=5\text{m}$ 未満の場合は 2.0m 、車道幅員 $W=5\text{m}$ 以上の場合は 3.0m)

L_1 : 掘削延長(最小延長 50cm)

L_2 : 上層路盤延長 1(道路占用工事・承認工事舗装復旧標準構造図の上層路盤工、下層路盤工の合計厚)

L_3 、 L_4 : 表層・基層延長 2(最小延長 25cm)

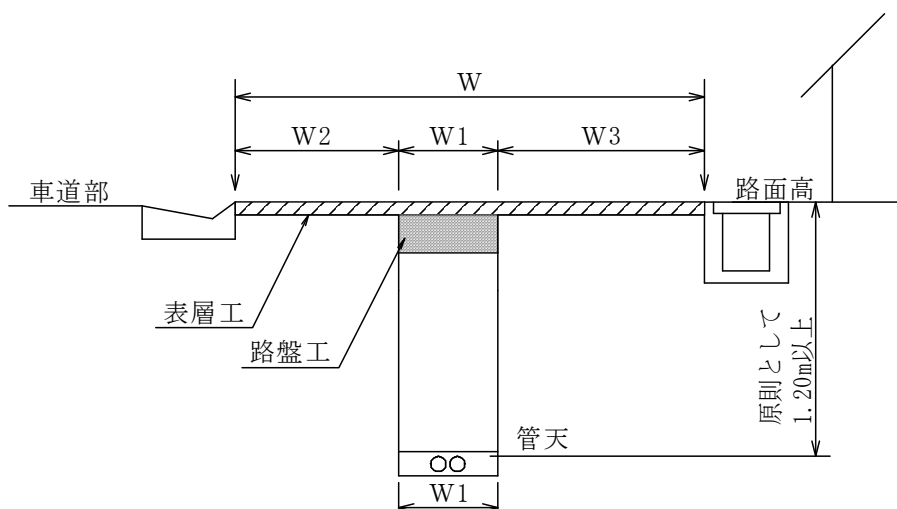
- ・ 下層路盤復旧延長 = L_1 (最小延長 50cm)
- ・ 上層路盤復旧延長 = $L_1 + 2 \times L_2$ (ただし、路盤先行工法を採用する場合は不要。)
- ・ 表層・基層復旧延長 = $L_1 + 2 \times L_2 + L_3 + L_4$: (最小延長 2.0m もしくは 3.0m)
(道路法施行規則第4条の4の7に基づき、表層・基層復旧延長から既存絶縁部までの延長が 1.2m 未満の場合は、舗装絶縁部まで復旧する。)

※路面状態、既存絶縁部の位置、通行量、車線数等の条件により道路管理上支障がある場合は復旧面積を指示することがある。

※新規舗装(竣工から3年以内)の復旧は自治会長の承諾を得た上で、復旧延長を $L=6.0\text{m}$ とする。

② アスファルト舗装（歩道部）

<縦断占用する場合の路面復旧幅>



W1：掘削幅(最小幅 50cm)

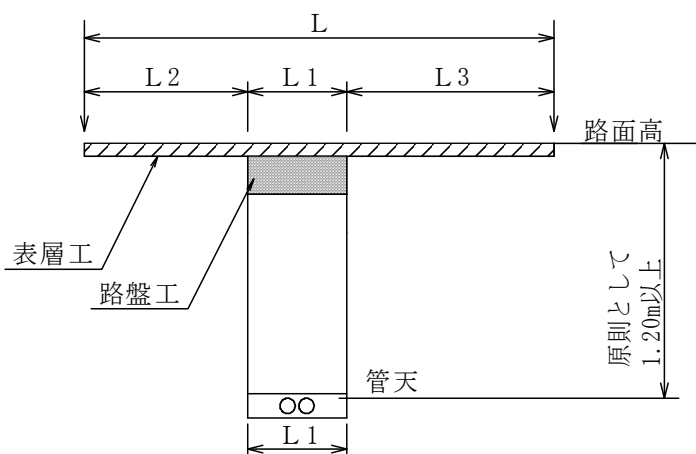
W2、W3：残幅

・路盤復旧幅=W1(最小幅 50cm)

・表層復旧幅=W1+W2+W3

※歩道幅員 2.0m 以上の場合、申請前に道路管理者と協議し、復旧幅を決定すること。

<横断占用する場合の路面復旧幅>



L1：掘削延長(最小延長 50cm)

L2、L3：影響延長(最小延長 25cm)

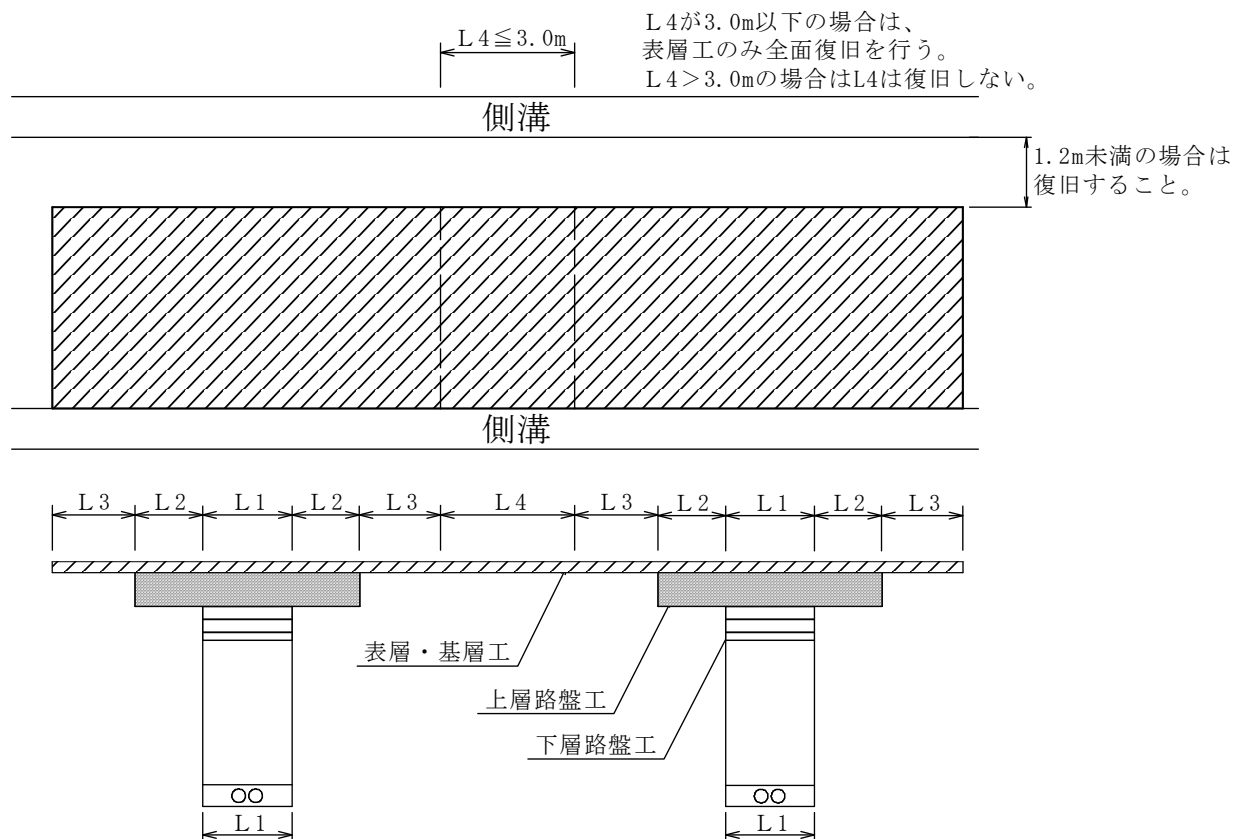
・路盤復旧延長=L1(最小延長 50cm)

・表層復旧延長=L1+L2+L3：(最小延長 1.0m)

※新規舗装（竣工から3年以内）の復旧は自治会長の承諾を得た上で、復旧延長を L=3.0m とする。

<横断占用が連続する場合の復旧延長>

間隔において連続して占用する場合は、申請前に道路管理者と協議し決定する。ただし、復旧延長の間隔が3.0m以下の場合、表層工(基層工含む)は一体で復旧することとする。

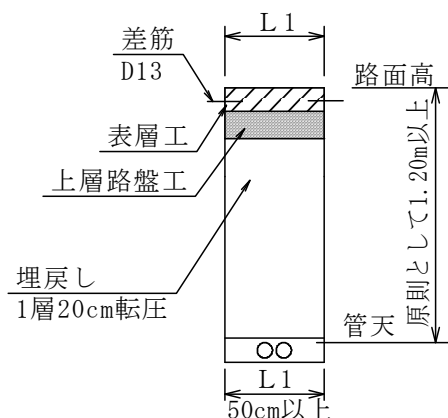


<交差点内の復旧幅>

交差点内の本復旧は原則全面復旧とする。ただし、申請前に必ず道路管理者と協議すること。

③ コンクリート舗装

復旧は、原則としてコンクリート版1枚単位とする。ただし、コンクリート版1枚単位としての機能を有するよう復旧する場合は、この限りでない。また、アスファルト舗装にて復旧する場合は、自治会長の承諾を得ることを条件とする。



④ 特殊舗装

タイル舗装、カラー舗装(グリーンベルト、自転車走行区間の標示を含む)、インターロッキング舗装等アスファルト舗装及びコンクリート舗装以外の特殊舗装の復旧工法は、原則として既設舗装構成と同一とし、復旧幅については美感情の要素もあるため、申請前に道路管理者と協議し決定する。

タイル舗装(高品質のタイル、インターロッキング、自然石等)の復旧については、掘削幅を基本(影響幅は不要)とし、端部は製品単位で復旧すること。

また、復旧材料は、現況材料を再利用するものとし、やむを得ない場合は事前にカタログ等を提出し、道路管理者及び自治会長の承諾を得ること。

9 砂利道の本復旧

(1) 掘削及び埋戻しは「5掘削」及び「6埋戻し」と同様とする。

(2) 路盤工における敷均しは、材料の分離を避け締固め後の仕上り厚を20cm以下とし、転圧機械等で転圧し、所定の締固め度を得ること。また、路盤厚は20cmとする。

(3) 路盤材料は再生下層路盤材、クラッシャーラン又は中央混合方式によるセメント(石灰)安定処理材(セメント安定処理一軸圧縮強さ〔7日〕0.98MPa、石灰安定処理一軸圧縮強さ〔10日〕0.7MPa以上)とする。

(4) 防塵対策については、申請前に道路管理者と協議すること。

10 出来形及び品質規格値

路盤工、舗装工の出来形及び品質規格値は、土木工事共通仕様書による。ただし、小規模な路面復旧の出来形、品質規格値は、必要に応じ、表-4～表-7により行うこととする。

表-4 出来形規格値(車道部)

測定項目		個々の規格値(mm)	A < 150 m ²		150 m ² ≤ A < 300 m ²		300 m ² ≤ A	
工種	項目		1ロット	平均の規格値	1ロット	平均の規格値	1ロット	平均の規格値
土工	掘削深さ(H)	-100	1箇所	-100	2箇所	-70	3箇所	-40
	路面から管天まで(H1)	-50	1箇所	-50	2箇所	-40	3箇所	-30
	埋戻し厚(H2)	-50	1箇所	-50	2箇所	-30	3箇所	-20
	埋戻し幅(W1)	-30	1箇所	-30	2箇所	-30	3箇所	-20
下層路盤工	基準高	±30	1箇所	±25	2箇所	±20	土木工事施工管理 基準による	
	厚さ	-45	1箇所	-20	2箇所	-10		
	幅	-50	1箇所	-30	2箇所	-30		
上層路盤工 (M-30)	厚さ	-30	1箇所	-10	2箇所	-8		
	幅	-50	1箇所	-40	2箇所	-30		
加熱瀝青安定処理	厚さ	-20	1箇所	-5	2箇所	-5		
	幅	-50	1箇所	-40	2箇所	-30		
(セメント、石灰、瀝青) 安定処理 (上層路盤工)	厚さ	-30	1箇所	-20	2箇所	-10		
	幅	-50	1箇所	-50	2箇所	-30		
基層工 (中間層工)	厚さ	-12	1箇所	-3	2箇所	-3		
	幅	-25	1箇所	-20	2箇所	-15		
表層工	厚さ	-7	1箇所	-2	2箇所	-2		
	幅	-25	1箇所	-15	2箇所	-10		

※Aは表層工復旧面積とする。

表-5 品質規格値(車道部)

測定項目		規格値(mm)	A < 150 m ²		150 m ² ≤ A < 300 m ²		300 m ² ≤ A	
工種	項目		1ロット	判定値	1ロット	判定値	1ロット	判定値
土工(埋戻し材)	締固め度(中間層にて管理)	85、90%以上	1箇所	85、90%以上	1箇所	85、90%以上	土木工事施工管理 基準による	
下層路盤工	締固め度	93%以上	—	—	1箇所	97%以上		
上層路盤工(M-30)	締固め度	93%以上	1箇所	96.5%以上	2箇所	96.5%以上		
加熱瀝青安定処理材	締固め度	94%以上	1箇所	96.5%以上	2箇所	96.5%以上		
	アスファルト量	±0.9%以内	—	—	—	—		
セメント・瀝青安定処理(上層)	締固め度	93%以上	1箇所	96.5%以上	2箇所	96.5%以上		
表層、基層、中間層	締固め度	94%以上	1箇所	96.5%以上	2箇所	96.5%以上		
	アスファルト量	±0.9%以内	—	—	—	±0.5%以内		

表-6 出来形規格値(歩道部)

測定項目		個々の規格値(mm)	A < 150 m ²		150 m ² ≤ A < 300 m ²		300 m ² ≤ A	
工種	項目		1ロット	平均の規格値	1ロット	平均の規格値	1ロット	平均の規格値
土工	掘削深さ(H)	-100	1箇所	-100	2箇所	-70	3箇所	-40
	路面から管天まで(H1)	-50	1箇所	-50	2箇所	-40	3箇所	-30
	埋戻し厚(H2)	-50	1箇所	-50	2箇所	-30	3箇所	-20
	埋戻し幅(W1)	-30	1箇所	-30	2箇所	-30	3箇所	-20
路盤工	基準高	±50	1箇所	±20	2箇所	±15	土木工事施工管理 基準による	
	厚さ	t < 15cm	-30	1箇所	-20	2箇所		-15
		t ≥ 15cm	-45					
幅	-100	1箇所	-30	2箇所	-30			
表層工	厚さ	-9	1箇所	-2	2箇所	-3		
	幅	-30	1箇所	-15	2箇所	-10		

※Aは表層工復旧面積とする。

表-7 品質規格値(歩道部)

測定項目		規格値(mm)	A < 150 m ²		150 m ² ≤ A < 300 m ²		300 m ² ≤ A	
工種	項目		1ロット	判定値	1ロット	判定値	1ロット	判定値
土工(埋戻し材)	締固め度(中間層にて管理)	85、90%以上	1箇所	85、90%以上	1箇所	85、90%以上	土木工事施工管理 基準による	
路盤工	締固め度	88%以上	—	—	1箇所	90%以上		
表層工	締固め度	90%以上	1箇所	92.5%以上	2箇所	92.5%以上		
	アスファルト量	±0.9%以内	—	—	—	—		

11 完了及び手直し

(1) 完了

本工事完了後、申請者は2週間以内に工事完了届を1部提出すること。工事完了届には着工前及び完成写真に加えて以下の写真を添付すること。

<添付写真>

- ・ 占有物件埋設、撤去物件がある場合はその写真
- ・ 埋戻し転圧中及び出来形(20cm以下)
- ・ 下層路盤、上層路盤施工中及び出来形
- ・ 乳剤散布完了後(散布中の写真は不要)
- ・ クラック防止テープ貼付け後(貼付け中の写真は不要)
- ・ 表層工施工中及び出来形
- ・ 路面標示類の復旧

(2) 手直し

工事完了届提出後、道路管理者から手直しを指示されたときは、速やかに手直しを行い、手直し中及び完了後の写真を提出すること。

12 その他

この基準に定めのない事項については、申請前に道路管理者と協議するものとする。

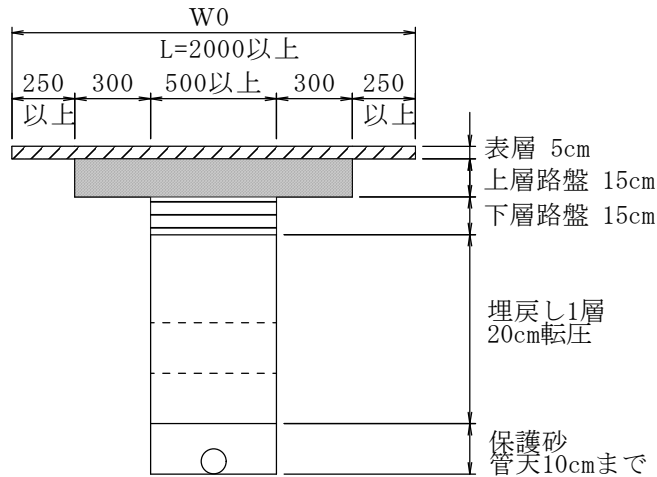
13 附則

この基準は、令和3年4月1日から実施する。

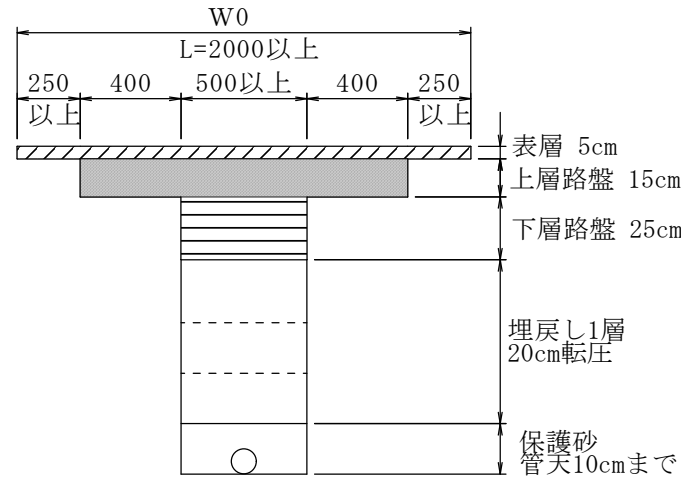
※全面新規舗装の場合(竣工から3年以内)は
自治会長の承諾が必要。復旧延長はL=6.0mとする。
※既設舗装と異なる場合は本復旧前に協議すること。

1. 車道復旧

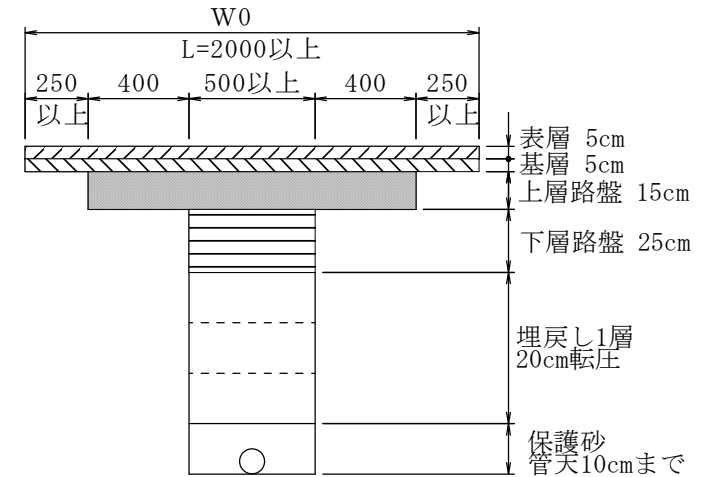
①アスファルト舗装 N₁~N₃交通 (Lタイプ)
(市道番号の頭が1~5で始まる道路)



②アスファルト舗装 N₄交通 (Aタイプ)
(市道番号の頭が0で始まる道路)



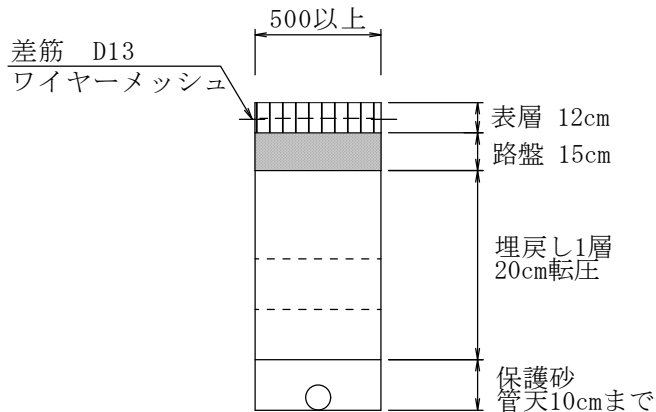
③アスファルト舗装 N₅交通 (Bタイプ)
(市道番号0216-1、0106-3、0267)



<アスファルト舗装使用材料>

- 表層：密粒度アスコン(13)または再生密粒度アスコン(13)
- 基層：粗粒度アスコン(13)または再生粗粒度アスコン(13)
- 上層路盤：粒調碎石(M-30)
- 下層路盤：クラッシャーラン(C-30)または再生下層路盤材(RC-40)
- 埋戻し土及び保護砂：路面復旧基準 表-1掲載のとおり

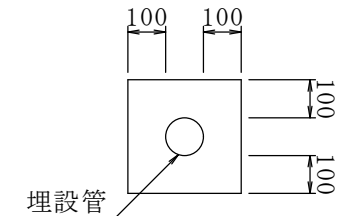
④コンクリート舗装



<コンクリート舗装使用材料>

- 表層：コンクリート
- 路盤：粒調碎石(M-30)
- 埋戻し土及び保護砂：路面復旧基準 表-1掲載のとおり

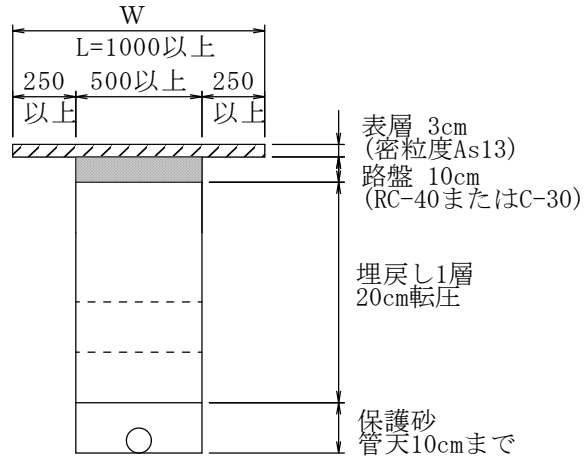
<浅埋設の場合：土被り65cm未満の場合>
10cm四方をコンクリートで保護すること。



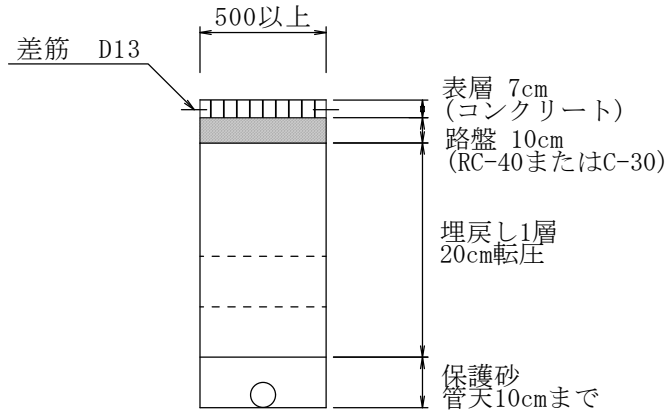
2. 歩道復旧

(1) 歩道部

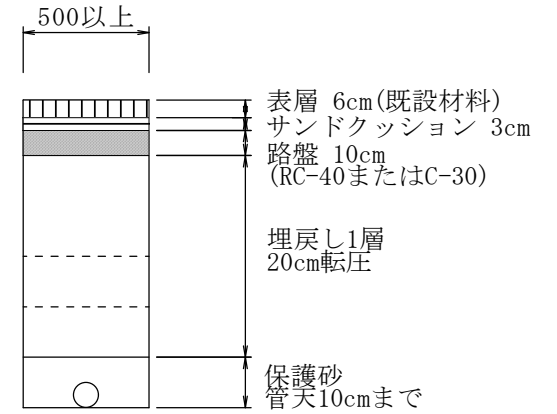
① アスファルト舗装



② コンクリート舗装



③ インターロッキング等

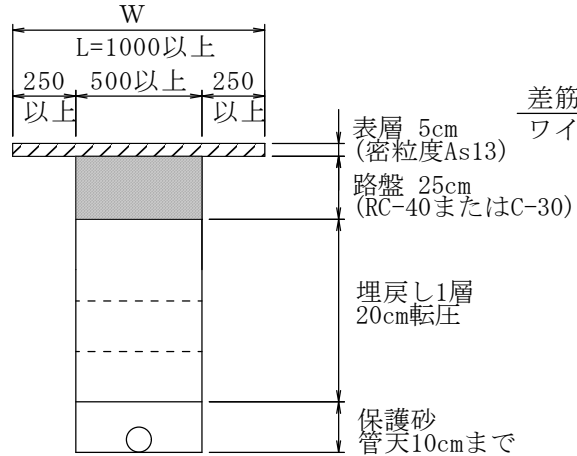


※全面新規舗装の場合(竣工から3年以内)は
自治会長の承諾が必要。復旧延長はL=6.0mとする。
※既設舗装と異なる場合は本復旧前に協議すること。

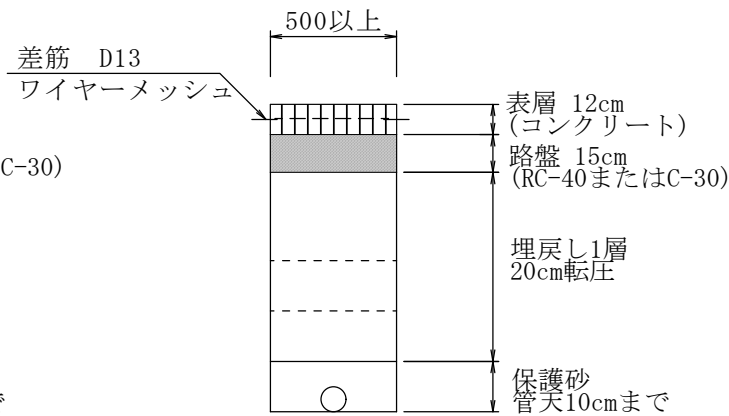
(2) 乗入部(乗用車・小型貨物自動車占用)

※中型車、大型車の乗入部の舗装構成については窓口にて問い合わせてください。

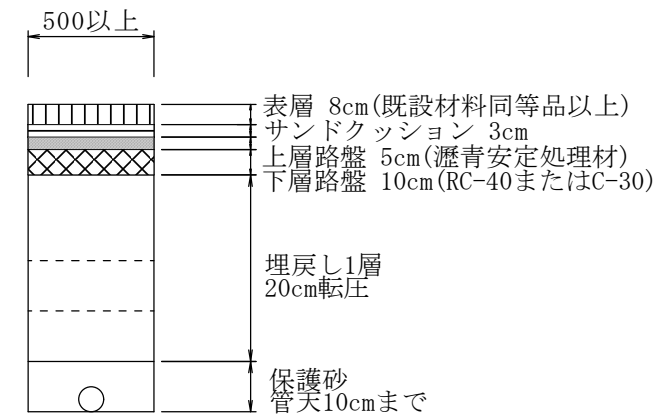
① アスファルト舗装



② コンクリート舗装

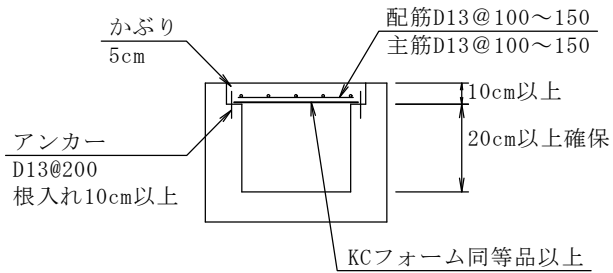


③ インターロッキング等



3. 側溝の蓋掛け

(1) 床版設置



(2) 蓋設置

- ・コンクリート蓋 T-25(車道部)、T-14(歩道部)を採用
- ・スリット蓋 T-25(車道部)、T-14(歩道部)を採用
- ・グレーチング蓋 T-25(車道部)、T-14(歩道部)・細目・ノンスリップを採用
 ※集水桝に設置するグレーチング蓋はボルト固定すること。
 ※羽根つきグレーチング蓋の採用は認めない。

<グレーチング蓋について>

1. コンクリート蓋を設置する箇所については、50cmグレーチング蓋を5mの内に1箇所設置すること。
2. 床版及びスリット蓋を設置する箇所については、1mグレーチング蓋を10mの内に1箇所設置すること。

4. その他

- (1) 電柱類の設置・撤去等における復旧については申請前に道路管理者と協議すること。
- (2) 車両乗入等を施工する場合、原則道路占用物件として扱うこととし、申請前に道路管理者と協議すること。
- (3) この基準に掲載のないものは申請前に道路管理者と協議すること。